

## 水浴場水質判定基準

1. 「判定基準」については、以下の表に基づき次のとおりとする。

(1) 大腸菌数、油膜の有無又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、大腸菌数、油膜の有無及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・ これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」、「水質A」又は「水質B」となった水浴場を「適」、「水質C」となった水浴場を「可」とする。

項目		大腸菌数 ※1	油膜の有無	透明度 ※2
区分				
適	水質AA	20 CFU/100mL 以下	油膜が認められない	全透 (または1 m 以上)
	水質A	100 CFU/100mL 以下	油膜が認められない	全透 (または1 m 以上)
	水質B	300 CFU/100mL 以下	常時は油膜が認められない	1 m 未満 ～50 cm 以上
可	水質C	最大値 300 CFU/100mL を超えるもの かつ 幾何平均値 100 CFU/100mL 以下	常時は油膜が認められない	1 m 未満 ～50 cm 以上
	不適	最大値 300 CFU/100mL を超えるもの かつ 幾何平均値 100 CFU/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	50 cm 未満 ※3
	測定方法	日本産業規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。) に定める方法	目視による観察	付表に定める方法

(注) ※1： 大腸菌数の判定は、同一水浴場に関して得た測定値の最大値による。ただし、最大値が 300 CFU/100mL を超過した場合においても、同一水浴場で複数回調査を実施した結果の幾何平均値が 100 CFU/100mL 以下であれば水質C「可」とする。なお、幾何平均値を求める際に、個別の測定値が報告下限値未満の場合については、報告下限値の数値として取扱い、幾何平均値を計算する。

※2： 透明度の判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

※3： 透明度 (※3 の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

- (1) 「水質C」と判定されたもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

## 付表 透明度

### 1. 器具

原則として直径 30 cm の白色円板(透明度板、セッキー円板)を用いる。白色の色調の差は透明度にそれほど影響しないが、円板の反射能は透明度に微妙に影響するので、表面が汚れたときは磨くか塗り直しをする。

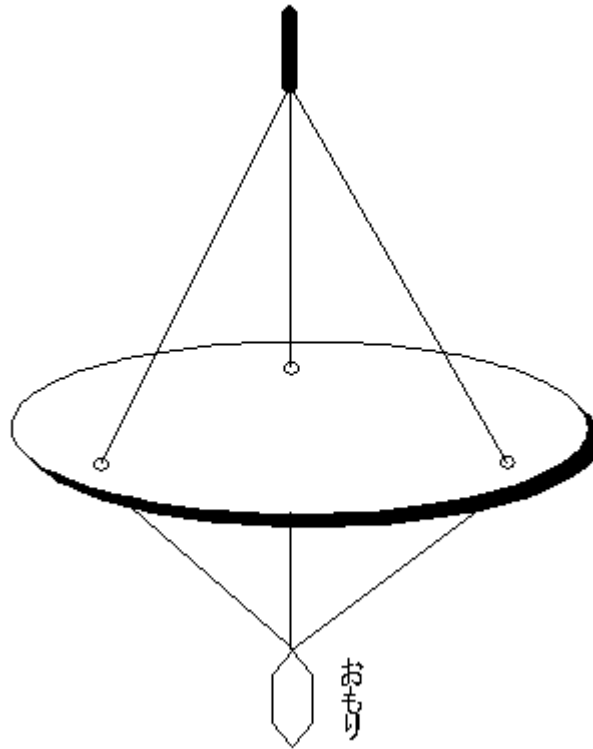


図 白色円板(径 30 cm)

### 2. 測定

直射日光を避けながら舟の陰等で測定するように心がける。白色円板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていって見え始めた深さとを反復して確かめて平均し、測定結果をメートル(m)で表示する。

錘(おもり)は、通常 2 kg 程度であるが、流れがあつてロープが斜めになるような場合には、錘を重くする等してロープが垂直になるようにする。